平成２６年（フ）第１７８号
金沢市堀川町18番18号
債務者　三田村伸子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４１号
石川県能美市辰口町623番地　青山荘７号
債務者　梶原　美見
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４４号
石川県小松市下粟津町い６番地９　ラフォーレ６―302号室、従前の住所石川県小松市西軽海町４丁目257番地31
債務者　江口しのぶ
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第５３号
長野市三輪６丁目９番12―103号　ダイアパレス長野大通りⅡ103号室
債務者　丸山　二郎
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
長野県塩尻市大字広丘吉田3130番地
債務者　上條　直之
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３９号
長野県飯田市上郷別府3368番地１　平栗アパート８号
債務者　亀山　雅宏
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第６９号
三重県津市安濃町清水258番地22
債務者　長濱佐和子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７０号
三重県津市安濃町清水258番地22、前住所三重県名張市富貴ケ丘５番町237番地
債務者　長濱昭二郎
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７７号
三重県亀山市能褒野町58番地５　橘ハイツ２棟１Ｄ号
債務者　宮崎　妙子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０号
三重県尾鷲市矢浜１丁目５番８号
債務者　水口　篤典
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第６９号
山口県下関市彦島塩浜町２丁目10番５号
債務者　外野　宏和
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
山口県下関市梶栗町２丁目３番Ｒ１―503号市営松風荘住宅、前住所山口県下関市伊倉東町６番１号
債務者　高田　裕史
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
徳島県阿南市富岡町西池田４番地25　南海第三ビル２―１
債務者　宮田　幸弘
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第３３号
愛媛県今治市別名157番地９
債務者　井出　美加
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２０１号
北九州市戸畑区旭町３番７―403号
債務者　堀　　敬子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０６号
北九州市小倉北区重住３丁目11番20号　101
債務者　安河内澄夫
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１号
福岡県田川郡福智町上野3617番地６　町営天郷団地48―１棟48―５号
債務者　川畑　　卓
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所田川支部